

感染症対策のため事業を中止する基準について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当連合会事業を中止（リモート又は書面表決等による実施を含む。）又は延期する判断基準を以下のとおりとする。

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により、静岡県が緊急事態措置を実施すべき区域に含まれた場合
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき地域に静岡県又は開催市町が含まれた場合
- 3 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が発表する警戒レベルにおいて県内移動や活動の自粛等が県民に対して要請された場合（開催市町が同様の対応を住民に要請した場合を含む）
- 4 その他会長が事業を中止すべきと判断した場合